# 令和7年度 常陸太田市高齢者福祉サービス(1)

令和7年4月1日現在

## 1 要介護(支援)認定を受けている方も非該当の方も利用できるサービス

	1	している/コングチャスニック/コングでは、これで		Z.1
1	事業名   緊急通報体制等整備事業	対象者  ・ひとり暮らし高齢者 ・高齢者のみの世帯 ※敷地内同居は対象外	内容 24時間365日通話可能なオペレーターに繋がる機材を設置し、必要に応じてオペレーターが救急要請を行い、高齢者の見守りサポートを行います。	利用者負担金  ①固定型電話機器とペンダント 200円(月額) ②携帯電話型機器 300円(月額) ※設置は無料(貸与) ※通報時の電話料は利用者負担 ※携帯電話型機器は別途、携帯電話の基本料金が かかります。
2	宅配買物代行サービス	・おおむね65歳以上の高齢者	登録された商店から、注文した品物を宅配してもらいます。 (週3回限度) (事業者より5~6kmの範囲)	注文した品物の代金及び配送料は 利用者負担となります。
3	ふれあい給食サービス事業	<ul><li>ひとり暮らし高齢者</li><li>心身障害者</li><li>※敷地内同居は対象外</li></ul>	孤独感を解消するため、月1回又は2回ボランティアの方が訪問し、昼食を届けます。 ※金砂郷地区は夕食になります。 配食サービス事業との重複利用はできません。	1 回あたり300円
4	配食サービス事業	調理をすることが困難な次の方 ・ひとり暮らし高齢者 ・高齢者のみの世帯 ・上記に準ずる世帯 ※敷地内同居は対象外	高齢者の健康保持を目的に栄養バランスのとれた食事を月〜金曜日までの5日間のうち、4日を限度として夕食を配達します。その際、安否確認も行います。ふれあい給食サービス事業との重複利用はできません。	1食あたり330円 (令和7年4月1日~令和8年2月28日) 1食あたり350円 (令和8年3月1日~)
6	高齢者通院支援助成事業	自力で医療機関に行くことが困難な次の方 ・ひとり暮らし高齢者 ・高齢者のみの世帯 ※自動車を使用する同居者(敷地内 同居も含む)がいる場合は対象外	自宅と市内の医療機関及び市長が指定する市外の医療機関(認知症外来のみ対象)へのタクシー代を補助します。片道1回として1ヶ月4回を限度とします。	<ul><li>要支援、要介護認定者は2割負担</li><li>一般高齢者は5割負担</li></ul>
6	高齢者日常生活用具給付等事 業	・ひとり暮らし高齢者 ・杖を必要とする高齢者 (老人福祉車)	電磁調理器、ガスコンロ(熱センサー付き)、火災警報器、老人福祉車の給付を行います。 老人用電話については貸与となります。	O円〜全額 (生計中心者の前年所得税額によ ります)
7	はり・きゅう・マッサージ施 術費助成事業	<ul><li>・70歳以上の高齢者</li><li>・65~69歳の身体障害者 (1・2級)</li></ul>	市に登録しているはり・きゅう・マッサージの施術所で使える1回1,000円の助成券を交付します。(6枚/年)	
8	軽度生活援助事業 (庭の除草等)	援助を必要とする次の方です。 ・ひとり暮らし高齢者 ・高齢者のみの世帯 ・40~64歳で介護認定を受けている ひとり暮らしの方 ※敷地内同居は対象外	庭木の剪定や除草等をシルバー人材セン ターに依頼した際の助成を行います。	人件費は1時間あたり900円を助成します(月8時間まで) ※事務費・機械費・処分費や車代等は実費負担となります。
9	在宅福祉サービスセンター ほのぼのおおた	在宅でサービスを必要とする方 ※身体介護が必要な方はご利用できません。	次のサービスが受けられます。 ・家事援助(炊事・洗濯・買物・掃除等) ・通院・外出の付添い(市内に限る) ・公共機関・病院等の手続き 等	1時間あたり600円~750円 ※別途、移動に伴う交通費(200円/回)は利用者負担となります。
100	高齢者等訪問理美容サービス助成事業	身体及び交通等の理由により、自ら理容店または美容院へ出向くことが困難な次の方・ひとり暮らし65歳以上の高齢者・高齢者のみの世帯に属する65歳以上の高齢者・身体障害者の65歳以上の高齢者・介護保険の要介護認定において要介護3、4、5の認定を受けている方	市に登録している理美容所で訪問理美容サービスを利用した際に使用できる1回2,000円の助成券を交付します。(4枚/年)	
111	運転免許証自主返納支援事業 【企画課】内線312	・平成28年10月1日以降にすべての 運転免許を自主返納された市民	・路線バス I Cカード 10,000円分 (満75歳以上の方は5,000円分) ※満75歳以上の方は、⑫高齢者バス利用促進助 成金の活用によりバス運賃が半額となるため、 5,000円分のICカードで10,000円分の利用価 値となります。 または ・市内タクシー利用券 10,000円分 のいずれかを助成します。	
12	高齢者バス利用促進助成事業 【企画課】内線312	・75歳以上の市民 ・茨城交通㈱の記名式路線バスICカード(いばっピ)の購入が必要です。 ※すでにICカードをお持ちの方は、各営業所で手続きすることで、助成を受けられます。	市内路線バスを半額運賃で利用できます。 (高速バスを除く)	バス運賃の半額
13	乗合タクシー運行事業 【企画課】内線312	・事前に登録していただいた常陸太田市に住所を有する方 ※登録完了後、実際にご利用する際は、電話またはWEBにて事前予約をする必要があります。	乗合タクシーは、他の人と乗り合いでご利用いただくサービスです。 【運行区域】 常陸太田市内 【運行日】 月・火・水・木・金曜日(祝日運行) ※年末年始(12/29~1/3)運休 【運行時間】 午前8時~午後5時	1回400円
14	茨城県おかえりマーク・ 常陸太田市おかえりSOS ネットワーク	認知症などで徘徊の心配がある方	事前登録をすることで、市や警察が認知症の方の情報を共有し、万が一行方不明になった際の早期発見、保護につなげます。 衣服などに付けることができる「おかえりマーク」を配布します。	

## 令和7年度 常陸太田市高齢者福祉サービス(2)

#### 2 要介護(支援)認定非該当の方が利用できるサービス

#### <u>(要介護(支援)認定を受けている方は利用できませんので、介護保険サービスの利用をお願いします)</u>

NO	事業名	対象者	内 容	利用者負担金
15	生き生きふれあい事業	・家に閉じこもりがちな高齢者	教養講座(健康・生きがい関係) 高齢者スポーツ活動 創作活動、趣味活動、日常動作訓練に関 するサービスを提供します。	週1回程度 1回あたり500円
16	軽度生活援助事業 (家事援助等)	援助を必要とする次の方 ・ひとり暮らし高齢者 ・高齢者のみの世帯 ※敷地内同居は対象外	外出時の援助/食材の確保/寝具類等の 大物の洗濯及び日干し/部屋の掃除・整	週1回2時間以内 1時間あたり100円 ※別途、移動に伴う交通費(200 円/回)は利用者負担となります。
		・高齢者で、日常生活を営むのに援助 を必要とする方 ※敷地内同居は対象外	生活管理指導員(ヘルパー)を派遣し、 日常生活に関する支援、指導、家事に対 する支援、指導、関係機関との連絡調整 等を行います。	週1回2時間以内 1時間あたり190円

#### 3 要介護(支援)認定を受けている方が利用できるサービス

NO	事業名	対象者	内 容	利用者負担金
170	高齢者住宅リフォーム助成事 業	<ul><li>生計中心者の前年所得税額が 64万円以下で、介護保険を使って 住宅改修を行う方</li></ul>	整備又は工事に要した費用から介護保険 の住宅改修費を除いた額の3/4を助成し ます。	助成限度額を超えた金額
			助成限度額 30万円	
	高齢者介護用品購入費助成事	・高齢者(65歳以上)で、介護保険の要介護認定において、要介護1~5の認定を受けている方で、紙おむつを常時使用する方 ※市県民税が非課税の方、市税等の滞納がない方、介護保険施設に入所していない方、医療機関に入院していない方	左記対象者の使用する紙おむつ等について、下記の金額の助成券を交付します。	助成限度額を超えた金額
18	業(紙おむつ等購入費助成)		月額5千円(上限 年額6万円)	
	(私のと) ノ守縛入負助成力		※助成券を紛失した場合は再交付できません。	

#### 4 介護をしている方等へのサービス

_	_	川度さしているのも、いりり			
	NO	事業名	対象者	内 容	利用者負担金
	19	介護慰労金支給事業	・介護保険の要介護認定において、 要介護3、4、5と認定された高齢者 (65歳以上)と同居し、在宅で常時 介護している方	(支給額) 要介護3···5,000円(月額) 要介護4···7,000円(月額) 要介護5···7,000円(月額)	
	20	徘徊高齢者家族支援サービス 事業	・徘徊の見られる認知症高齢者を 介護している方	早期に発見できるシステムを、介護する	システム利用による基本料金及び 現場急行料です。 機器紛失等の場合の実費弁償額で す。

### ☆サービスについての問い合わせ先

・高齢福祉課高齢福祉係TEL72-3111 (内線131・144)・企画課企画係 (①, ②, ③について)TEL72-3111 (内線311・312)・金砂郷地域振興課市民生活係TEL76-2116・水府地域振興課市民生活係TEL85-1118・里美地域振興課市民生活係TEL82-2111・ほのぼのおおた (⑨について)TEL72-4574

#### ☆下記の機関にも相談することができます。

○常陸太田市地域包括支援センター(おとしより生活相談センター)

・本所(市総合福祉会館内)・サブセンター(水府支所内)Tel 72-8881(常陸太田地区・金砂郷地区にお住まいの方)Tel 70-5678(水府地区・里美地区にお住まいの方)

〇在宅介護支援センター (おとしより生活相談センター)

 ・介護老人保健施設「くじらヶ丘」
 TEL 70-2616 (常陸太田地区にお住まいの方)

 ・特別養護老人ホーム「松栄荘」
 TEL 76-2723 (金砂郷地区にお住まいの方)

 ・特別養護老人ホーム「就信園」
 TEL 85-1970 (水府地区にお住いの方)

 ・特別養護老人ホーム「えみの里」
 TEL 70-7151 (里美地区にお住いの方)

※高齢者福祉サービスの一部は、訪問調査を行ったうえで、サービスの利用を決定します。 訪問調査は、在宅介護支援センターの職員がお伺いいたします。